

平成27年12月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 平成27年12月7日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第67号 高浜市税条例の一部改正について
議案第68号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第69号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第70号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
議案第71号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
議案第72号 高浜市表彰条例の一部改正について
議案第73号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
議案第74号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について
議案第75号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第76号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
議案第77号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第78号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
議案第79号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
議案第80号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第81号 平成27年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子

13番 北川 広 人

14番 鈴木 勝彦

15番 小嶋 克文

16番 小野田 由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初 浩
副 市 長	神谷 坂 敏
教 育 長	岸上 善 徳
企 画 部 長	加藤 元 久
総合政策グループリーダー	木村 忠 好
人事グループリーダー	野口 恒 夫
総 務 部 長	新美 龍 二
行政グループリーダー	山本 時 雄
財務グループリーダー	内田 徹
市民総合窓口センター長	大岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山下 浩 二
税務グループリーダー	鵜 殿 巖
税務グループ主幹	亀井 勝彦
福 祉 部 長	神谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口 真 樹
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯村 和 志
保健福祉グループリーダー	加藤 一 志
こども未来部長	中村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	岡島 正 明
都 市 政 策 部 長	深谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹内 定

地域産業グループリーダー	板倉宏幸
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	岡本竜生
監査委員事務局長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において執行部のリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 日程第1 議案第67号から議案第75号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただきますようお願いいたします。

9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） まず、議案第73号ですけれども、今回の条例改正に至った経緯と、高浜南部まちづくり協議会から要望書が提出されたということですが、その要望の内容についてお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 要望書の内容ということでございますが、まず概要を申し上げます

と、近年、公民館については生涯現役社会の実現や防災面、日常生活や地域課題を解決する場、世代間交流の場など社会教育法の定義を超える内容が求められるようになってきたということ、また、南部まち協では、平成21年度から南部公民館の指定管理を受託し、公民館の管理運営を地域住民が行う体制を整え、公民館活動の盛り上げや事業の連携を図ってきたということ、また現在、南部まち協の理事長と公民館長が同じであるということ、運営メンバーも両団体で重複してきており、運営体制が整ってきたということ、南部公民館をまちづくりの場として総合的に活用していくためには、社会教育法の枠組みを外しコミュニティプラザとして位置づけてほしいということ、管理運営はこれまでどおり南部まち協が担っていくということなどが趣旨となっております。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

では、高浜南部公民館を南部第2ふれあいプラザに転用することによって、利用者側のメリット、管理者側のメリット、行政側のメリットについてそれぞれお聞かせください。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 施設を転用することによるメリットということでございますが、まず、利用者側に対するメリットといたしましては、先ほど要望の趣旨で御説明申し上げましたとおり、公民館については生涯現役社会の実現や防災面、日常生活や地域の課題を解決する場、世代間交流の場など社会教育法の定義を超える内容が求められるようになってきたことなどから、社会教育法の枠を外すことによって、より利用者の実態に即したフレキシブルな利用が可能になることなどが考えられます。

また、管理者側のメリットといたしましては、統一化により指定管理に係る事務が削減されること、そういったことと、契約事務や経理事務の合理化も図られ事務負担の大幅な軽減につながるというふうに考えております。

また、行政側のメリットといたしましては、管理者側と同様、事務の合理化による効果や提供されるサービスの向上などが期待されるほか、管理者との行政の担当窓口が今まで別々であったものが一本化されるということで、担当グループ間での連絡調整の事務がなくなるなど、やはり事務負担の大幅な軽減につながるものというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

次に、公民館のこの廃止によって、社会教育法の枠組みを外すということではありますが、現在実施されている公民館活動は今後どうなるか、お願いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 第2条によります高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に關す

る条例の一部改正におきまして、コミュニティプラザで実施する事業を定める第3条において、南部第2ふれあいプラザについては、学術及び文化活動、その他生涯学習の推進に関する事業を行うという規定をいたしておきまして、これによって現行の公民館活動については引き続き実施をしていくという予定でございます。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 次に、今回高浜南部公民館を南部第2プラザに転用することによって、公共施設のあり方推進プランにはどのような影響があるか、お願いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 今回の条例改正によります公共施設あり方計画推進プランへの影響ということでございますが、推進プランでは基本的にふれあいプラザは残す施設となっております、公民館は機能移転した上で廃止するという事となっております。

高浜南部公民館の機能移転、統廃合につきましては、港小学校の建てかえにあわせ平成53年度に機能移転し、平成57年度に取り壊しというスケジュールになっておりますので、平成53年度まではいずれにいたしましても存続する施設というふうになっております。

したがいまして、それまでの間に第2プラザとして運用するというもので、公民館の廃止時期であります平成57年度にあわせて取り壊すものということになりますので、御理解よろしくお願ひいたします。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

現在の高浜南部公民館は、高浜南部まちづくり協議会が指定管理を行っております。南部第2プラザに転用されることに伴い指定管理の指定はどうなるのか、お願いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 今回の議会におきまして、この第2プラザということがお認めいただきましたら、その後平成28年3月の定例会に指定管理者の指定の予定ということで上程してまいりたいというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） まち協はもうほかに四まち協ありますけれども、ほかの地域で今回と同様、地区公民館をコミュニティプラザに転用していく動きがあるのか、また今後、行政として公民館のプラザ化を推進していくのか、お願いいたします。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 他の公民館についてはどうかという御質問でございますが、現在のところ他の地域から具体的に相談を受けているという事例はございませんが、地区公民館のプラザ化につきましては、地区公民館の建築年次など補助金等適正化法に基づく転用へのハードルもご

ございますので、それぞれの地区公民館をふれあいプラザに転用できるかどうかというのは、国や県との調整が必要となってまいります。

したがって、今回のように地域の総意により御要望がございましたら、国や県とも調整しながら検討していくということになるというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 今回の条例改正に伴い、施設の利用料金など現行施設管理と何か変わる点があるか、お願いいたします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 施設管理や施設使用料につきましては、現行と何ら変わることがないということで御利用いただけるということでございます。

○議長（幸前信雄） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 議案第75号 高浜市やきものの里かわら美術館の指定管理者の指定について、伺いたいと思いますけれども、まず、このかわら美術館の指定管理者の選定スケジュール、選定までのスケジュールというものはどうだったのかということと、それから選定を今回非公募とした理由、それから指定管理期間、前が7年でしたけれども今回は5年ということで、そうした経緯についてお伺いをしたいと思います。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） かわら美術館の指定管理者の選定までのスケジュール、それから非公募とした理由、指定期間は5年とした経緯についてということで、順にお答えさせていただきます。

まず初めに、指定管理者の選定に至るまでのスケジュールでございますが、本年9月16日に募集要項のほうを配布させていただきまして、10月1日から29日までを申請の受付期間といたしました。申請書の提出を受けまして資格審査を行い、10月30日に指定管理者選定評価委員会による二次審査、最終審査を経まして指定議案を本定例会に上程させていただいたというものでございます。

それから、2点目ですけれども、指定管理者の指定方法を非公募とした理由というところでございますが、本来は新たに公募のほうをかけまして指定管理者のほうを選定するところでございますが、身の丈に合った運営を最優先に運営方針を大幅に変更することから、これまで約7年間のかわら美術館の指定管理者としての実績から、内情をよく理解しておりかつ企画力のある現指定管理者が、一番施設の現状を踏まえまして創意工夫を凝らした提案をいただけるというふうに判断のほうをいたしまして、非公募とさせていただきました。

それから、3点目でございますが、指定期間を5年とした理由ということでございます。

第1期目の指定管理では、指定管理者が施設の管理運営に習熟し展覧会事業を安定的に行うことや、美術館資料の収集、専門的技術的な調査研究、学芸員の継続的な雇用など施設の特性や専門性を考慮し、標準の5年より長く7年半といたしたところでございますが、昨今の社会経済状況の変化は目覚ましく自治体を取り巻く環境も大きな変化が予想されるということや、学芸員の雇用の面から指定管理者の受託が見込まれる期間、さらには運営方針を変更した成果を見ながら、さらに次のあり方を見出していくのに必要な期間といたしまして、本市の指定管理者制度導入に関する基本方針に定める標準の指定期間として、5年とさせていただいたというものでございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

9月の一般質問をさせていただくときも言われていましたけれども、美術品、収蔵品の2,500点ぐらいある収蔵品をしっかりと把握するだけでも2年ぐらいかかったというような答弁が、当時あったと思います。そういった部分でいうと、今回の5年というのはその2年をさっ引いた分という妥当な考え方もできるんですけども、基本的に非公募という部分に対しては、やはりしっかりと事情を説明していただかないといけないのかなという意味で質問させていただいておりますが、ただし非公募といっても指定管理者の選定というのは、本市においては公募する、しないにかかわらず指定管理者選定評価委員会を設置して、選定に当たっては応募団体のプレゼンテーションを実施するということになっております。

先ほどの答弁で、身の丈に合った運営を最優先にということでありましたけれども、どのような募集要項に基づいてプレゼンテーションを実施したのかを伺いたいと思います。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） 身の丈に合った運営を最優先ということで、基本的には指定管理料の大幅な削減方針というのを掲げまして、募集要項では、これまでの実績から美術館というフレームを保つために必要な最小運営経費ということで、指定管理料年額1億500万円を基準といたしまして、開館時間や休館日につきましては現行の規則にかかわらず変更して提案できることとしまして、申請者の創意工夫により事業の選択と集中やサービスの向上など、民間の活力を生かした柔軟な提案ができるようにいたしました。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） そういう要項を出した上で、どのようなプレゼンが行われたのかということでお聞きをしたいと思いますけれども、特に今後の美術館の管理運営について、その方針についてどういう提案があったのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） プレゼンテーションにおきましては、これまでの美術品の展示鑑賞といった機能を縮小いたしまして、人が集い能動的に活動するアクティブな場として、鑑賞だけでなくみずからつくり出すことを重視した場づくりを進めることが示されております。

管理運営方針では、1つ目は、芸術文化の鑑賞から創作まで幅広く体験できる環境を整え運営すること。2つ目は、生活に役立つ催事の実施や気軽に集まれる場をつくること。3つ目は、企業との連携協力によって新しい体験ができる場を用意すること。4つ目は、地域資源の掘り起こしを進め高浜市の新しい魅力を発見できるプロジェクトを進めるという提案がなされておりました。

こういう運営方針を受けまして、市民とともに呼吸し成長する美術館の実現を目指して、運営年度ごとにテーマを設定し、かわら美術館の成長とステップアップに取り組むという考え方が示されております。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

今のプレゼンテーションの内容では、実際その使われるというか行かれるのは市民の方、あるいは市外からの方だと思えますけれども、来年度以降、実際運営がどのように変わるのか、主な変更点が今わかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（幸前信雄） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（岡島正明） プレゼンテーションにおきましては、事業の選択と集中と市民が身近に感じられる運営というのが提案されております。

展覧会事業では、現在特別展を4回、企画展を4回開催しているところを、大中規模の企画展を年1回、小規模な企画展を年4回と変更すること。陶芸教室では、年間300日の開催から原則土日プラスアルファ。各小学校で行っている鬼あかりづくりについては継続するという提案がなされております。

また自主事業といたしましては、これまでは特別展に付随してワークショップや講演会などを開催してございましたけれども、これからは地域や企業、学校と連携した自主事業を展開することとしております。具体的に申しますと、地元作家や文化協会など市民作品の発表展示、シアターの利用による映像の上映といった鑑賞に加えまして、創作発表できる場の提供、学校との連携による子供向けのイベントの開催、健康、美容、食といった身近なテーマの催事や場づくりの実施、瓦産業のPRゾーンを常設するといった企業との連携協力、地域で活動している人や団体と連携した地域資源の掘り起こしなどが提案されております。

最後に、休館日と開館時間の変更でございますけれども、プレゼンテーションでは休館日は現状の月曜日の休館から、加えて火曜日も休館とすること。開館時間も現行の午前9時から午後9時までを午前10時から午後8時までとするようなことが提案されているところでございます。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 9月の一般質問のときに市長からのお話もありましたけれども、今後5年間でもって市民、あるいは企業、それから各種団体、地域、そういったところが主体的に利用し、主体的に美術館を盛り上げていくようなそういうイメージというようなことを伺ったと思います。

その中で、今最後に言われましたけれども、休館日ですとか開館時間とかいうのが結局縮小になるわけですね。これは当然金額の問題もあるのかもしれませんが、そういったところをしっかりと担保していただきたい。

どういうことかという、休館日を減らせだとか時間を延ばせという単純な話じゃなくて、そういったものを意識させないようなイメージで何とか話ができないかということが、少し申し添えさせていただきたいと思いますけれども。

最後に、改めてかわら美術館を取り巻く環境、非常に公共施設というくくりの中でいうと厳しい部分があるのかなという気がしますが、この文化、美術というものは、市長もおっしゃいましたけれども、国の宝という部分もあります。それをいかに市民たちが主体的に利用してこのまちのために使っていくのかというところが、一番大事だと思いますから、今後どのような運営を目指していくのかということを改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） どのような運営を目指していくのかという御質問でございますが、高齢化の進展によりまして社会保障費の増大、あるいは今後見込まれる公共施設の大規模改修や建てかえなどによりまして、本市の財政状況は大変厳しくなっていくことが予想されております。そのような中で、美術館の運営というのは、施設の維持や収蔵品の管理に多額の運営費を要することから、より一層身の丈に合った運営が厳しく求められるというふうに考えております。

今後の運営でございますが、高浜市で唯一の芸術文化施設でありまして、鬼みちの拠点といたしまして、ロケーションの面からも重要な位置を占め、分野を超えたつながりの拠点としても重要な役割を果たしていることから、これまで20年間で築いてまいりました美術館のイメージは残したまま、美術品鑑賞の場から市民芸術、文化の交流や生涯学習推進の場といたしまして、市民参画型の美術館への転換を図ってまいりたいというふうに考えております。

具体的には、市民、地域団体、瓦業界、学校との連携のほうを深めまして、より多様な多くの市民に御利用いただきまして、まちのシンボルとして地域に根づき、市民が身近に感じられるような美術館運営を目指してまいりたいというふうに考えております。

最後に、市民参画型の美術館へと大きく運営方針を転換するに当たりまして、管理運営等あらゆる面においてこれまでに蓄積された実績を踏まえ、高浜市にとってかわら美術館を熟知されている現指定管理者でございます乃村工藝社NTTファシリティーズ美術館運営共同事業体とでなければ、この難局は到底乗り切ることはできずタッグは組めないというふうに考えており

ますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） おっしゃられるところは十分に理解ができるかなというふうに思いますけれども、やはりその中に今度は市民ですとか、今お名前の出た各種団体ですとか瓦業界、そういったところをどう巻き込んでいくかというためには、この要は指定管理者と行政だけが動けばいいという話じゃないと思うんです。そこら辺のところもしっかりと考えながら進めていっていただきたいと思うんです。よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 第67号 高浜市税条例の一部改正ですが、徴収の猶予ということなんです、これまでもそういう取り扱いがされてきているのではないかと思います、そのあたりの詳しいお話をお示してください。

○議長（幸前信雄） 税務グループ。

○税務G（鵜殿 巖） これまでもどうかということでございますけれども、今までは市税条例には規定はしておりませんでしたけれども、地方税法の中で規定されていた。今回新たに換価の猶予について申請による換価猶予制度が新たに創設されたということでございます。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） これが申請によってこれからはされるということなんです、こういう周知についてはどのようにされていくんでしょうか。

○議長（幸前信雄） 税務グループ。

○税務G（鵜殿 巖） 周知方法ということでございますけれども、もちろん御議決いただいた後にはホームページ、それと市の広報で周知してまいります。

それと、今回この対象になる方というのは、当然のことながら滞納してみえる方ということでございますので、窓口で折衝する、納税折衝するということでございますので、そのときに周知するという事を考えております。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

次に、第69号ですが、消防団員の公務災害補償条例の一部改正について、傷病補償年金だとか障害補償年金だとか遺族補償年金だとかいろいろ出ているんですが、これをわかりやすく説明されるとどのようになるのかとか、ポイントはどこかというところをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 今御質問の傷病補償年金ですとか障害補償年金、遺族補償年金というところでございます。

障害補償年金というのは、当然ながらけがをされた場合のことでございます。障害補償年金というのは公務上で障がいをお持ちになった場合。そして遺族についてはお亡くなりになった場合ということで、それぞれの補償をさせていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） それぞれで補償していくというのはわかるんですが、一部改正となっていますので、そのあたりがどのようになっているかというのがお示しいただきたいんです。

○議長（幸前信雄） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 議案の説明書の最後の理由書のところがございますけれども、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うというところがございます、この一元化に伴って所要の改正をさせていただくというところで、率につきましては別表の新旧対照表のほうについておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議案第70号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、これはマイナンバー制度に関するものだと思うんですが、9月議会でもこの関連のものが出てきているんですが、なぜこの条例だけ今回の12月議会になったのかお示してください。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） マイナンバーを利用するということに対しましてのこちらは平成28年1月1日からの利用開始となるということで、それまでに独自利用につきまして条例を定めていくということで、今回提案をさせていただきました。

各市におきましては、9月議会等で上程されておるという情報も聞いておりますが、私ども高浜市としましてはこの12月議会までに、どういったものが独自利用に当たるのかということを経査をさせていただきまして、本議会において上程をさせていただいたということでございます。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そのあたりはわかりました。

この番号制度ですが、個人情報保護との関係から根本をゆがめる重大な問題が含まれていると思うんですが、民間の場合は本人から番号の提供を受けなければ番号を取得できない。でも自治体や税務当局などの番号利用機関では、本人からの番号提供に関係なく番号を地方公共団体のシステム機構から取得して管理できる仕組みとなっているというふう聞いていますが、これはそのようではないのでしょうか、お願いします。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 今回のマイナンバーの利用につきましては、自治体間で相互に情報

提供ネットワークシステムを利用して、サービスの向上等を図っていくというところが一つの目的となります。

今御指摘の安全についての御指摘でございますが、こちらにつきましては情報の連携の際につきましては、直接マイナンバーを使用せずに符号を用いた連携とすること、また通信に際しては暗号化を行うことなどが、システムのなところの安全装置として行われておりますので、こういった安全対策は行われているというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、番号は自治体などのほうにはそれぞれの個人情報に付番されて保有されることになる。そういうことになりますと、番号そのものを廃止しない限りそういう機関から番号漏えいの危険はなくなるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（幸前信雄） 総合政策グループ。

○総合政策G（木村忠好） 先ほども申し上げましたとおり、システム上の安全対策が行われているというところでございます。

また、こちらマイナンバー制度につきましては、もう制度が施行されております。私どもとしましては、この法に基づきまして粛々と事務のほうを進めていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第67号から議案第75号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第75号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○議長（幸前信雄） 日程第2 議案第76号から議案第81号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかとページ数及び款、項、目、節をお示しいただくようお願いいたします。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 議案第77号 国保の補正でございますけれども、私、総務建設委員会ではございますが、今回の補正に伴った中で28年、29年度までの部分に関しても非常に考えるところがありまして、この場で少し質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

補正予算説明書の94、95ページの部分ですけれども、まず、歳出2款保険給付費、1項療養諸

費と1目一般被保険者療養給付費が1億5,331万1,000円、それから、2項の高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費が1,549万1,000円、非常に大きく増加をしておりますけれども、この要因についてどのように分析をされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（幸前信雄） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 要因でございますけれども、主なものは医療費の増加と考えております。

まず、一般被保険者療養給付費について、過去3年間、平成24年度から平成26年度の伸び率を見てみますと、大なり小なりの増減はあるもののその伸び率は、マイナス1.7%からプラス0.8%と想定範囲内の推移であったものが、今年度の一般被保険者療養給付費10月支払い月分までの合計金額は9億4,553万6,494円となっており、前年度の10月支払い月分までの合計金額8億5,040万7,714円と比較いたしますと、その伸び率は11.2%と大きく増加しております。

また、一般被保険者高額療養費についても同様に、過去3年間の伸び率を見てみますと、その伸び率はマイナス6.1%からプラス5.7%であったものが、今年度の10月支払い月分の金額1,736万169円と前年度の同支払い月分の金額1,326万2,969円と比較いたしますと、その伸び率も31.0%と大きく増加しております。

この理由といたしましては、平成27年1月からの国保に係る医療費の制度変更として、高額医療費に係る所得区分と自己負担限度額の変更に伴い、給付対象件数がふえたこととあわせて、被保険者一人が1カ月に一医療機関に支払った医療費の増額によるものと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。制度の変更と高額医療が使われた方がふえたというこの理解でいいと思いますけれども。

それでは次に、同じく歳出2款の保険給付費、1項の療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費が7,570万8,000円、そして2項の高額療養費、2目の退職被保険者等高額療養費が2,311万5,000円の減額となっておりますけれども、これについてはどのような要因であるかを見ておるんでしょうか。

○議長（幸前信雄） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） こちらのほうの要因でございますが、主なものは退職被保険者数の減少と考えております。

これは、平成26年度末まで退職被保険者になられた方は、平成27年度以降も65歳になるまで退職者医療制度に加入することができるのですが、平成26年度では65歳の年齢到達により一般被保険者へ移行する方が増加しているにもかかわらず、それ以上に新規の加入者が減少しておりまして、平成25年度及び平成26年度の決算時の人数で申し上げますと、平成25年度末594人であった

ものが、平成26年度末では470人と124人の減となっております。

この理由といたしましては、生年月日により年金受給年齢が引き上げられたこと、また雇用と年金の接続の観点から、再任用などに定年後も引き続き社会保険に加入されている方がふえているのではないかと考えております。また、退職者医療制度は平成20年4月の医療制度改革に伴って廃止となっております、平成26年度末までの経過措置期間も終了したため平成27年度では新規適用がないことから、今後さらに加入者が減少することとなります。

この制度変更による国保財政への影響といたしましては、退職被保険者数が減少すれば確かに退職被保険者に係る保険給付費の歳出は減額となります。しかしながら歳入面では、退職被保険者に係る保険給付費は税相当額などを差し引いた額が、社会保険診療報酬支払い基金から療養給付費交付金として交付されていることから、その性質上、医療費に係る交付金としてその分の減額を伴うこととなります。

このように、国保財政につきましては、国の制度改革に伴いその要因から、予測する以上に歳入、歳出が増、もしくは減となり得ることがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

非常にわかりにくい話なのかもしれませんが、人数が減ったから要はかかるお金が減るというのが本来ですけど、交付金も減っちゃったということですよ。だから、歳入歳出やってみたら、物すごい赤になっちゃっているということだと思いますけれども。

この退職者医療制度の制度改正による影響としては、今言ったように保険者数が減少することによって、歳入で減額を伴うという説明でしたけれども、現在の退職被保険者等療養給付費交付金はどのような状況にあるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（幸前信雄） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 退職被保険者等療養給付費交付金としまして、平成27年度の当初予算におきまして、2億3,014万1,000円計上いたしておりましたが、年4回ある変更決定通知のうち2回目となる10月における変更決定額は、1億4,093万3,000円となっております、当初予算に比較しますと約8,900万円ほどマイナスとなっております現状でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） この決定通知って年4回ということは、次はまた2月、3月とあると思えますけれども、そこでどのぐらいの持ち直しが見込めるかというのは、多分ここでは判断できないと思えますが、実際当初予算とこれだけ乖離があるということに対して、もう今から来年度の予算編成をする時期ですよ。そういった部分では非常に私は不安を感じるわけなんですけれども、この平成26年度に行った税率等改正後の国保の見直しに対して、26年度の実績及び平成27年

度の実績見込みは、試算を含めた財政見込みと比較してどのような状況であるのかを教えてください。

○議長（幸前信雄） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 最初に、平成26年度の実績といたしましては、マイナス傾向が続いておりました実質的単年度収支がプラスに転じることができました。これは、平成26年4月からの税制改正と退職者医療制度廃止に係る影響分を、一般会計からの法定外繰り入れとしたことも大きな要因の一つではございますが、歳入面では、平成25年度と比較すると収納率が0.1%増加したこと、財政調整交付金が6.5%増加したことに加えまして、歳出面では、インフルエンザ等の大流行もなく医療費や高額療養費の保険給付費が0.9%減少したことが、主な要因と考えております。

次に、平成27年度の実績見込みでございますが、平成26年度の決算を見据え平成27年度の当初に試算を行いましたところ、医療費の伸びなどから平成26年度決算の繰越額が、大きな財源余剰とは至らないなりに予測の範囲内と考えておりました。

しかしながら現時点の試算においては、先ほど説明させていただきました退職者医療制度の段階的廃止に伴う予想以上の影響や、平成27年度からの新たな制度改正である課税限度額の改定、軽減半減所得の拡大見直しなどの影響から歳入が大きく減額となること、また歳出では、こちらも先ほど御説明いたしました医療費の伸びに加え、平成27年1月施行の保険財政共同安定化事業の制度改正に伴い、対象医療費が全医療費に拡大されたことにより、国保連合会からの交付金よりも拠出金の額が上回る状態に陥り、今後もその状況が継続するものと想定されることから、状態によっては平成28年度に予定しておりました支払い準備基金の取り崩しを平成27年度に前倒しすることも否めない状況となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今御説明していただいたんですけれども、この国保税については平成26年4月に改正を行ったんですが、その背景は、平成25年度当時に平成29年度に国保の広域化が見込まれたということから、26年度から28年度までの本市の国保財政の見通しを試算した結果、財源不足となると試算をされた約2億6,100万円に対して、医療費増に伴う財源不足1億1,800万円を税率改正により対応し、退職医療費制度廃止に伴う療養給付費交付金の減額分約1億4,300万円については、その要因が国保被保険者の責に帰さないこと、交付金は社会保険等から拠出されていたことなどから、サラリーマンの方などから不足を負担していただくという趣旨から、一般会計からの法定外繰り入れにより対応してきたものであったということを理解しております。私ども議決をしたわけですので。

ですけれども、この国保の広域化が平成30年度になるということで1年延長されたことにあわ

せて、また国の税制改正もあったというお話がございました。確かに医療費の増加も国保財政運営を賄うに当たり財政不足の要因になると思いますけれども、今回はそれ以上に平成26年度から28年度の財政見通しの試算以降の国の制度改正に伴う影響が、予測を超える大きな要因になっているということをここで理解しなければいけないのかなということを思っております。

それでは、その中で28年度、29年度の財政見通しをどのように考えておるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（幸前信雄） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 制度改正の影響を受けまして、財政不足は深刻になる見込みの中ではございますけれども、今後も国保の広域化が1年延長された平成29年度までの財政見通しにつきましては、国保制度の改正に伴う影響、状況などが把握できるたびごとに見直しをしてまいりたいと思っております。

その中で、平成27年度において大幅に伸びた医療費でございますけれども、2年ごとの診療報酬改定が平成28年度に行われる見込みとなっております。現在のところこの診療報酬においてマイナス改定が見込まれておりますことから、これによりどの程度本市の国保財政に影響を与えるのか、今後も毎月の医療費の支出状況を十分分析するとともに、国保財政シミュレーションを行ってまいります。あわせて、制度をめぐるさまざまな要因や本市の国保の構造的な課題なども分析した上で、新たな財源確保という課題につきましては、国保運営協議会からの御意見を賜りその対応を検討してまいりたいと思っております。

なお、平成28年度予算につきましては、前年度繰越金もないものとして現在編成中であることを申し添えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

どちらにしても広域化というのが、本当に30年でやるのかというところも、実際全く何の情報もないんですね。自治体としても非常に今はまだ先の読めない状況だと思います。

ですから、さまざまな情報収集をしっかりしていただいて、毎月も含めて今後の財政の状況をしっかり分析していただいて、なおかつ国保運営協議会がありますので、その意見もしっかりといただく、それはルールとしてやっていただくのは当たり前なんですけれども、我々議会にもタイムリーな情報をいただかないと、議会というのは年4回しかないんですね。例えば補正をもう急に組まなきゃいけないということがもし起きても、それに対して情報がタイムリーに来てなければ検討することというのは非常に難しいと思っておりますので、そのところをしっかりとお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（幸前信雄） ほかに。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、補正予算書及び説明書の65ページ、7款1項2目商工業振興費、高浜市商工会物件補償調査業務委託料について、目的とこの委託料補正計上するに至った経緯、経過をまたいま一度御説明をお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 現在、公共施設のあり方について住民説明を行っているところですが、この中に中央公民館の取り壊しの件がございます。市としての方向性としての公共施設の維持管理に対して整理を行うとともに、効率的な資源の活用を考慮、将来的な財政運営を確立するため、平成30年から平成33年の間に廃止をする予定であった中央公民館を、前倒しし平成28年度に取り壊しを行うことを考えております。

現在、中央公民館の取り壊しは11月を予定しており、11月には中央公民館に併設している商工会館も取り壊しを行う予定となっており、商工会関係者の方々にも御説明をさせていただいているところがございます。今回の補正は、このスケジュールにあわせるために計上させていただいており、1月から商工会館の物件の補償額の調査を行い、3月に補償額を確定し、次年度に速やかに補正予算を計上することで、11月の取り壊し前に商工会が移転を行うことができるための道筋をつけるものと、御理解をお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、中央公民館は取り壊しについてのお話は、議会のほうでも委員会でも聞いてはいるんですけども、まだかちっと確定しているスケジュールで今回予算計上されているものではないというのも考えられます。本来議会の承認を受けた上で、移転を含めた予算計上を本来行っていくものではないのかなという部分がちょっとあるんですけども、そこから辺またお答えいただければと思います。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 中央公民館の機能移転に伴う取り壊しについては、平成30年から平成33年の間に行うことは、既に議会でも高浜市公共施設のあり方計画に基づき御報告をさせていただいている次第でございます。当初のスケジュールで考えてみても、平成28年度には商工会の移転を踏まえて移転補償の話し合いを行うのは、スケジュール的には適切な時期であると認識しております。

今回は平成28年度の取り壊しにあわせた形で予算計上を今回は行っているものの、かなりタイトなスケジュールにより高浜市商工会と話し合いを行うもので、前倒しをする前の状況であっても、この時期に商工会館の物件補償額を調査しこの調査により提示した額をもとに平成28年度の当初の話し合いを行うために、12月補正で調査費を調査委託として計上することは、どちらでも決して早いものではないというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、30年と考えると2年間前倒しということなんですけれども、その部分で商工会のほうに対しての対応のほうというのは十分されているのかどうか、そこら辺もお答えいただければと思います。

○議長（幸前信雄） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 商工会と高浜市につきましては、常にタイアップし連携をとりながら高浜市の商工業の発展のために尽力しております。

移転に当たっては、商工会にとって損失が生じない、また市民にとっても適正である補償額を商工会に提案させていただき、今後も今までと変わらぬ協力体制を双方が維持できるよう、現状の中で最大限の誠意のある対応に努めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（幸前信雄） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、ちょっと1つ要望というかお願いをしておきたいんですけれども、公共施設の今回の話がこういうふうに2年間、中央公民館につきまして前倒しということなんです、先ほど北川議員のほかの質問に当たっても、身の丈に合った財政運営をというお話がちょっと出ておりました。

今回こういった形で費用が出てきているんですけれども、中央公民館の取り壊し、それから病院のほうもそれに伴って、本来であれば中央公民館であれば平成30年から33年の間に廃止する予定であった。それに伴って病院も計画的には前倒しになってくるというふうに考えておりますので、そこら辺の部分、先ほどの最初の説明で住民説明会も行ってきておりますということでしたが、住民説明会の中でも各参加者の方から、今回どのぐらいの費用が浮くのか、言葉的にはどうなのかわかりませんが、どのぐらいの財政的にメリットが出てくるのか、そういった部分も住民説明会の中でも地域の方から、説明の中にわたってわかりづらい。基本会社を経営するに当たりまして、こういったものをなくして例えばこういうものを新しくつくっていくというふうに考えたときに、そこら辺の財政的なメリット、デメリットを本来考えていく部分でございますので、12月11日にまた公共施設あり方検討特別委員会がございますので、そのときまでにできる限りまたそこら辺の部分の費用、本来であれば30年から33年まで使っているのであれば、このぐらいの費用がかかる。取り壊し費用云々というのは変わらないにしても、その3年、5年の部分である程度予測される部分の費用、病院についてもそうなんですけれども、そこら辺を含めて今回前倒した部分でこのぐらいの金額で収まってくる、前倒ししてないとこれぐらいの費用が予測されるといったものも、できたら出していただくと非常に議会としてもいろいろと話も皆さんと煮詰めやすいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 今御要望のありました資料につきましては、特別委員会までに数値的

なものを出させていただきたいとおもいます。

○議長（幸前信雄） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第76号から議案第81号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第81号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり各常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会に付託いたします。

○議長（幸前信雄） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会・公共施設あり方検討特別委員会の開催により、12月8日から12月17日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、12月8日から12月17日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、12月18日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時55分散会
